

早稲田大学大学院法学研究科

2019年2月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目：国際カルテル規制アプローチの収斂と  
共通アプローチの構築

申請者氏名： 王 威駟

主査 早稲田大学教授  
副査 早稲田大学教授  
副査 早稲田大学教授

土田 和博  
岡田 外司博  
須網 隆夫

## 王威駟氏博士学位申請論文審査報告書

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程学生、王威駟氏は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2018年10月22日、その論文「国際カルテル規制アプローチの収斂と共通アプローチの構築」を早稲田大学大学院法学研究科に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2019年2月1日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

### 1 本論文の構成と内容

#### (1) 本論文の構成

本論文は、主要法域における競争法の域外適用の歴史的展開を考察し、各法域における競争法域外適用の原理や理論を検討した上で、国際カルテルの多発により現われる法域間の管轄権をめぐる摩擦や対立を解決するため、主要な法域が受容可能な管轄権原理について、共通のアプローチを採用すべきことを提言するものである。

このような課題を追究する本論文は、「序章」、「第1章 競争法域外適用原理」、「第2章 アメリカ反トラスト法の国際カルテル規制」、「第3章 EU競争法の国際カルテル規制」、「第4章 日本独占禁止法の国際カルテル規制」、「第5章 中国反壟断法の国際カルテル事件規制」、「第6章 競争法域外適用の国際協力」、「第7章 収斂と構築：国際カルテル規制の共通アプローチへ」および「終章」により構成される。

#### (2) 本論文の内容

「序章」では、その全部または一部が自らの領域外で行われる反競争的行為に対する当該法域の競争法の適用を、競争法の域外適用ないし国際的適用というとし、これを極めて初期に容認した米国の Alcoa 判決（1945年）がいわゆる効果理論を打ち出したこと、EUでは当初、効果理論による域外適用に対して拒絶的態度を示していたが、その後、実行理論を採用したこと、日本では間接的域外適用や自国需要者所在説が存在したこともあって、以上とは異なる展開がみられたこと、2008年に施行された中国の反壟断法2条は効果主義を宣言していることが簡単に紹介される。このように国際カルテルに対する管轄権原理やアプローチが異なるならば、国際的な対立や衝突が生じるおそれがあるとして、米国、EU、日本、中国を対象法域としつつ、国際カルテルに対する、あるべき「共通アプローチ」を探ろうというのが本論文の目的であるとする。

「第1章 競争法域外適用原理」では、第1節で国際法上の管轄権原理が、第2節では上記の各法域における競争法の域外適用が、それぞれ概観される。

第1節において、筆者は、国際法によって規律された国家の権限の集合としての国家管轄権について、アメリカ法律協会の「合衆国対外関係法第2リステートメント」（1965年）

のように規律管轄権と執行管轄権に二分する考え方もあったが、その後の「合衆国対外関係法第3リステートメント」(1987年)では、規律管轄権、裁判管轄権、執行管轄権に三分類し、これが国際法においても、経済法においても一般的に受け入れられているとして、本論文は、これを前提に、各法域の競争法のカルテルに対する規律管轄権を中心に考察するとしている。また第1節においては、国家管轄権の適用原理として、属地主義、属人主義(消極的属人主義を含む)、保護主義、普遍主義を挙げることができること、規律管轄権、裁判管轄権、執行管轄権のそれぞれについて国家管轄権の競合、調整が必要となる場合があること、そのため不必要な競合を避け、調整を円滑化ならしめるため国際礼讓(消極、積極)の果たす役割があることが指摘される。

第2節においては、上記の4法域における競争法の域外適用の状況(それぞれの法域の域外適用を枠づける基本的な考え方が、法律、判決等によって形成されるまでの法状況)が概観される。まずアメリカ合衆国では、1909年のAmerican Banana事件連邦最高裁判決の厳格主義から、1911年のAmerican Tobacco事件連邦最高裁判決を経て、1945年の連邦巡回区控訴裁判所のAlcoa判決による効果理論(意図された効果の実現)の宣言という展開がみられること、その後、司法省が外国に存在する証拠書類に文書提出命令を発するようになるにつれて、ヨーロッパを中心に対抗立法を制定して国内の事業者がこれに従って文書を提出することを禁止するようになったこととも関係して、1976年のTimberlane事件連邦最高裁判決は管轄権の合理の原則と呼ばれる理論を打ち出し、シャーマン法の域外適用を抑制しようとしたこと、同様の目的で1982年には外国通商反トラスト改善法を制定したことが概観される。

EU(EC)では、1950年代から60年代においては効果主義が過度の域外適用をもたらし、また国際法上認められた管轄権原理に合致しないとして国際公法上容認できないとされていたこと、そのため欧州司法裁判所は、1972年のDyestuff判決において経済的一体性理論を、1988年のWoodpulp判決においては実行理論を打ち出すに至ったこと(ただし、企業結合に関するGencor判決では効果理論を容認すると解される判断を示したこと)を指摘する。

これに対し、日本でも公正取引委員会は効果主義に慎重な姿勢を示してきたものの、1990年の公取委・独占禁止法涉外問題研究会報告書は、「外国企業が日本国内に物品を輸出するなどの活動を行っており、その活動が我が国独占禁止法違反を構成するに足る行為に該当すれば、独占禁止法に違反して、規制の対象となると考えられる」としている。また外務省委託研究報告書「競争法の域外適用に関する調査研究」(2001年)は、「国家は、ある事項が自国と密接、実質的、直接かつ重要な関連があるため、かかる事項を対象とすることが国際法及びその他の様々な側面(諸国家の慣行、不干渉及び相互主義の原則並びに相互依存の要請も含む)に合致する場合には立法管轄権を有する」という「密接関連性」を域外適用の可否を判断する際の基本的基準の1つとすることが適当と考えられるという慎重

的な見解を示した。そのような事情もあり、日本では明確に効果主義を国際カルテルに関する管轄権原理だとされたことはないとしている。

最後に、中国の反壟断法 2 条は、「中華人民共和国内の経済活動における独占行為に対して、この法律を適用する。中華人民共和国外で行われる行為のうち、国内市場における競争を排除し又は制限する影響を及ぼす行為には、この法律が適用される」とし、効果主義を宣言した。中国は域外適用に不可欠の柔軟性を保持する必要性などから、あえてこのような粗削りの域外適用条項を選択したわけであるが、しかし、今後、反壟断法の透明性を高め、競争当局に指針を提供する必要が高まると考えられるため、より明確に「効果」の意義を明らかにしなければならないとしている。

「第 2 章 アメリカ反トラスト法の国際カルテル規制—FTAIA 制定後を中心に」では、第 1 に、1982 年外国通商反トラスト改善法(The Foreign Trade Antitrust Improvements Act、FTAIA という) が反トラスト法の域外適用を制限する目的で制定されたにもかかわらず、その複雑、難解な文言のために、その目的を達成するどころか、かえって解釈上の混乱を招いていることを明らかにしている。すなわち、(a)「輸入取引 (import trade)」という文言が 2 度あらわれるが、両者の位置づけやそれぞれがどのような場合に当てはまるのかが明らかでない。これについては、最初にあらわれる import trade は、シャーマン法が外国との取引に適用されないという原則に対する一定の留保を、「輸入取引または輸入通商を除く (other than import trade or import commerce)」という形で行うための文言であること、2 度目にあらわれる import trade は、問題となる行為が「直接的、実質的かつ合理的に予見可能な効果 (a direct, substantial, and reasonably foreseeable effect)」を、「外国との輸入取引または輸入通商 (import trade or import commerce with foreign nations)」に及ぼさない限り、シャーマン法は当該行為に適用されないという文脈で用いられることが確認される。その上で、もし前後の「輸入取引または輸入通商」が同じ意味と解されれば、輸入取引に係る国際カルテルの場合、これが直ちに「輸入留保」の対象として FTAIA の適用から除外され、「効果例外」における「直接的、実質的、かつ、合理的に予見可能な効果」という要件が満たされるかどうかを検討する必要がなくなると解されるし、前後の「輸入取引」の意味が異なるとすれば、どのように異なるのかが不明であるとす。本論文は、いくつかの判決を検討した上、裁判所は一致した理解に至っていないことを指摘する。

(b)FTAIA における当然違法プラス原則 (原告は価格カルテルであっても、これに加えて管轄権の存在を主張立証しなければならないこと) については、外国におけるカルテルがアメリカ市場に直接的、実質的、合理的に予見可能な効果を生ずるか否かだけを判断基準とし、これが充たされれば当該行為はシャーマン法の適用対象となり、その行為に競争制限とは別の意味における効率性等があるか否かは考慮の対象となることはないものとされ

ることが説かれる。

(c)Empagran 事件で明らかになった「a claim」と「the claim」の差異に関しては、FTAIA は、「かかる効果が本法1条ないし7条の規定の下で請求権の原因となる(such effect gives rise to a claim under the provisions of sections 1 to 7 of this title)」場合でなければ、これらの規定が外国との取引を含む行為に適用されないと規定するが、それにもかかわらず、Empagran 事件連邦最高裁判決は、他国市場における反競争的效果による被害を受けた者を含む「ある者の請求権(a claim)」(誰かが有する請求権)ではなく、より限定された請求権(the claim)のみを指すと解することとなったとする。

(d)「直接的、実質的、合理的に予見可能な効果」(特に「直接的效果」)の意味については次のようである。「実質的效果」は量の問題とされ、管轄権を行使しようとする国の領域に有意な効果が及んでいることであると解され、この効果は、通常、金額により測定されることや「合理的に予見可能な効果」が、その客観的予見可能性により判断されること(反競争的意図は必ずしも必要でないこと)は、一般に受け入れられているのに対して、「直接的效果」については、様々な見解がみられる。即時的に直接の取引相手に発生する効果でなければならないという見解もあれば、司法省・連邦取引委員会(FTCともいう)のように、合理的な因果関係が認められることとする見解もある。

第2に、部品について外国でカルテルが形成され、それが完成品に組み込まれて、アメリカ国内に輸入される場合、シャーマン法の管轄権の有無が問題なる。これに関して、Motorola 事件控訴審判決では、①外国のカルテル参加者がアメリカに所在する事業者直接向、部品を販売した場合、②外国のカルテル参加者がアメリカ企業の外国子会社に部品を販売し、これを組み込まれた完成品がアメリカ市場に輸入された場合、③外国のカルテル参加者がアメリカ企業の外国子会社に部品を販売し、これを組み込まれた完成品がアメリカ以外の外国に輸入された場合に分けることができ、FTAIAにより、①はシャーマン法が適用され、③は適用されないことが明らかであるが、②にシャーマン法が適用されるかが争点であった。同判決は、FTAIAによれば、本件の場合、②にはシャーマン法が適用されないとした(その後、連邦最高裁は若干の理由の変更を指示したが、結論には変更がない)。

第3に、国際礼讓の考慮も問題になる。この点は、Timberlane 判決、Mannington 判決が国際礼讓を發動するか否かの判断に当たっての考慮要素を検討したこと、實際上重要な要素はHartford 火災保険事件(1993年)で問題となった事業者が異なる法域の異なる命令の板挟みとなるかどうかということであり、外国法がカルテルを容認しているに過ぎず、反トラスト法との間に真の衝突(true conflict)がなければ、反トラスト法の適用を抑制する必要はないと判示されたことが指摘される。この点を踏まえて、近年の国際礼讓に係る重要事件として取り上げられるのが、Vitamin C (Animal Science) 事件である。本件では、中国の事業者らによる価格・輸出量に関するカルテルを中国政府が強制したものがどうか問題となったが、米国の控訴裁判所では、上のHartford 事件最高裁判決にしたがって、

真の衝突があると判断したのに対して、連邦最高裁はこれを破棄し、差し戻したという経緯が詳細に記述される。

最後に、司法省と連邦取引委員会の「2017年反トラスト法国際執行及び協力に係るガイドライン」が検討される。同ガイドラインは、1995年ガイドラインに比して、従来から明確でなかった論点を明らかにし、部品カルテルに関する当局の考え方を示すなど、改善点がみられる。しかし、他方では、FTAIAとそれ以前の判例法(特にAlcoa判決)の関係(FTAIAはAlcoa判決の法理を単に制定法化したものか否か、そうでないとすれば両者の関係はどのようなものか等)、FTAIAに2度現われる「輸入取引」の関係、FTAIAは事物管轄権に係る規定か訴訟実体要件に関する規定かには触れておらず、また「直接的、実質的、合理的に予見可能な効果」のうち、「実質的」の解釈を従来のガイドライン以上に緩和的に解し、さらに国際礼譲に関して、競争当局がその法執行の過程で礼譲を考慮に入れるべきことを明言しているものの、反トラスト法の適用を抑制するためには、外国政府のカルテル強制が必要なのか、容認で足りるのかという点を明確にしていないことが指摘される。

「第3章 EU競争法の国際カルテル規制—効果理論が表舞台に」では、ヨーロッパの少なからざる国が効果主義を忌避していた時代に編み出された域外適用の理論を経済的の一体性理論と実行理論として紹介・検討し、その後、徐々に効果主義を受容していく過程が述べられている。すなわち、国際公法上の疑義と特に英国の反対に配慮して、効果主義によらざる域外適用を行ってきたとされる。

まずDyestuff事件(1972年)では、欧州委員会と法務官が効果主義の採用を主張していたにもかかわらず、欧州司法裁判所は、域内子会社の行為を域外親会社に帰責させる経済的の一体性理論を採用し、効果主義を回避する形でECの管轄権行使を正当化した。これは、EC領域外の親会社と領域内の子会社の間に支配関係およびそれに基づく指示が認められれば管轄権の存在を肯定するものであり、なお国際公法上の疑義が唱えられていた効果主義を慎重に迂回したものといえるとしている。

またWoodpulp事件(1993年)は、EC域内に登記事務所がないウッドパルプ製造業者らの価格カルテル事件であり、経済的の一体性理論を援用することができないケースであったため、欧州委員会は効果理論を管轄権の根拠とし、法務官もこれを採用すべきと主張したが、司法裁判所は、またしても効果理論の採用を見送り、実行理論と呼ばれるものによって管轄権を根拠づけた。すなわち、共同行為は合意の形成と合意の実行という2つの要素から構成されるところ、反競争行為に対する管轄権の根拠となる決定的要素は、合意の「実行(implementation)」がなされた地であるとし、反競争行為の実行地がEC域内であればECは管轄権を有すると判示したものである。この実行理論は、反競争的行為(カルテルの場合は反競争的合意)の実行がEC域内でなされることを根拠とするものであるから、客観的の属地主義の系譜に属するものであること、しかし効果主義とも必ずしも矛盾しないこと

(実行理論よっても、効果主義によっても、管轄権の有無に関する結論に差異が生じる場合が少ないこと)、その意味では、実行理論は属地主義と効果主義を折衷した管轄権原理であるともいわれることが指摘される。

他方、企業結合に関する Gencor 事件 (1999 年) は、EU に輸出を行う南アフリカ共和国のプラチナ生産・精製業者間の企業結合について、欧州委員会がこれを禁止したケースである。取消訴訟において第 1 審裁判所は、実行理論という実行を認定できること、および「即時的、実質的かつ予見可能な反競争的效果」の存在を認めることができることを判示して、管轄権を肯定した。本判決に関して様々な理解があるが、管轄権につき上記の効果が域内に存在すれば管轄権は認められるとする効果理論 (制限された効果理論) を採用したものであるが、それは企業結合に限るべきで、国際カルテル等の行為類型に無条件に類推すべきでないという慎重説が有力であったとされる。

「第 4 節 InnoLux 事件」は、部品カルテルという最も現代的な国際カルテルの 1 側面に係る部分である。本件は、電子家電 (テレビ、パソコン) の部品である液晶パネルに関する国際カルテル事件であるが、欧州委員会は、①EEA 域内に所在する第三者に対する問題となる部品の販売である「直接販売」、②部品が行業者の企業グループ内で販売され、グループ内企業が当該部品を最終製品に組み込み、EEA 域内に所在する独立の第三者に販売した「変形された当該部品の直接販売」、③部品が EEA 域外の独立の第三者に販売された後、当該第三者が部品を最終製品に組み込んで EEA 域内に販売した「間接販売」に分けて、行政制裁金納付命令に係る管轄権の有無を検討し、①、②を対象として行政制裁金を課したものである (③については、違反抑止に必要な制裁金を算出するために必ずしも必要ないとして算定対象に含まれなかった)。上述の実行 (implementation) 理論によって管轄権を肯定できない取引についても制裁金算定対象とする限りで一般裁判所 (General Court) の判決は誤っているとして、その取消を InnoLux 社が求めた上告審において、欧州司法裁判所は、InnoLux 社が EEA 域内で本件カルテルを実行したことは争いが無いとして欧州委員会の管轄権を容易に認めていること、これとは別の制裁金算定の問題が本件の主たる争点であるとして、管轄権の問題には深入りしていないことが指摘される。

最後に、「第 5 節 Intel 事件」では、市場支配的地位濫用に関する同事件が扱われる。本件は、同社の条件付き (占有率) リベートが競争者を排除することによって、EEA 域内に影響が生じるかどうかというカルテルとは異なる反競争的效果の発生メカニズムが問題になるものであったが、一般裁判所は、カルテルの場合のように EEA 域内での実行行為の存在または企業結合の場合のように一定の効果のいずれかが認められれば管轄権が肯定されるとして、実行理論と制限された効果理論を選択的な関係にあるとした上で、いずれによっても欧州委員会の管轄権が認められるとした。他方、上告審では、欧州司法裁判所は、ほとんど専ら制限された効果理論に基づいて管轄権の有無を判断し、実行理論については僅かしか触れられていないことが指摘される。Intel 事件欧州司法裁判所判決について、

筆者は、同事件が市場支配的地位濫用に係るケースであったことを理由に効果理論が適用されるのは市場支配的地位濫用（と企業結合）のみであるとは考えず、司法裁判所が効果理論を一部の行為類型にしか適用できない旨の判示を一度もしていないこと、すなわち、判例法上、国際カルテル事件を効果理論の適用範囲から明示的に排除する根拠は見当たらないことを理由に、国際カルテルについても将来、効果理論により規律管轄権の有無が判断されるであろうと予測する。

「第4章 日本独占禁止法の国際カルテル事件規制-テレビ用ブラウン管事件を中心に」では、間接域外適用という特殊な運用と自国所在需要者説について紹介・検討した上で、マリホース事件とテレビ用ブラウン管事件を重点的に検討している。

「事業者は、不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない」とする独占禁止法6条について、外国に所在する事業者（日本に営業拠点等を有さない外国事業者）に対する文書送達規定の不備等があった時代に、不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的契約の相手方である日本に所在する事業者に対して、当該契約条項を破棄するよう勧告し、問題となる契約条項を削除させるという運用が行われていた（間接域外適用）。しかし、外国に所在する事業者への文書送達規定（70条の7）等が整備された今日では、このような間接域外適用が行われることは稀となるであろうとする。

次に、独禁法の法目的において需要者の保護を重視する考え方を根拠として、自国に所在する需要者に影響があったときに限り、自国競争法違反の成否を論ずることができるという自国所在需要者説を検討している。同説は自国に存在する需要者に悪影響を及ぼさない行為（例えば輸出カルテル）に独禁法の適用を回避することができるだけでなく、外国の需要者に対する売上をも課徴金の対象とすることを避けることができるが、他方では、自国所在供給者が外国で行われた排除行為により当該外国市場から排除された場合、この学説では当該排除行為を自国競争法により規制できないという問題や国外の需要者に向けて反競争的行為が行われたが、当該反競争的行為の対象となった商品が様々な国を転々と流通して日本国内に流入した場合をどう扱うかが明らかでないという問題、さらには国際法上議論されてきた「真正な連関」、「直接的、実質的かつ合理的に予見可能な効果」等との関係が不明であるという問題があるとする。

本章第3節と第4節ではマリホース事件とテレビ用ブラウン管事件が取り上げられる。前者は、自国市場は自国事業者が独占するというホームマーケットルールを基本とした典型的な国際カルテル（国際的市場分割協定）であり、外国事業者にも排除措置命令が行われたものである（課徴金は日本企業に対してのみ課された）。本件への独禁法適用は効果主義によるとの理解、自国需要者所在説によるという理解等がみられるとする。

後者は、公取委が取り上げた近年の国際カルテルを代表する最重要事件である。様々な



論点について筆者は詳述するが、本論文の中心的なテーマである規律管轄権の問題についていえば、審決は、「事業者が日本国外において独占禁止法第2条第6項に該当する行為に及んだ場合であっても、少なくとも、一定の取引分野における競争が我が国に所在する需要者をめぐって行われるものであり、かつ、当該行為により一定の取引分野における競争が実質的に制限された場合には、同法第3条後段が適用されると解するのが相当である」とした。これに対して、3つの東京高裁のうち、サムスン SDI マレーシア判決（平成28年1月29日）は、本件合意に基づいて、日本に所在するブラウン管テレビ製造販売業者との間で行われる本件交渉等における自由競争を制限するという実行行為が行われたのであるから、これに対して日本の独占禁止法を適用することができることは明らかであると判示している。またMT映像ディスプレイ判決（平成28年4月13日）は、外国で行われた行為であっても、それが一定の取引分野における日本に所在する需要者をめぐって行われるものであるときには、独禁法3条後段が適用されると解するのが相当であると判示し、サムスン SDI 判決（平成28年4月22日）も我が国における「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為に適用されるとしている。最後に、サムスン SDI マレーシア事件の上告を棄却した最高裁判決は、国外で合意されたカルテルであっても、それが自国の自由競争経済秩序を侵害する場合には、公正取引委員会は、同法所定の要件を満たすときは、当該カルテルを行った事業者等に対し、同法の排除措置命令及び課徴金納付命令を発することができるものというべきであるとし、価格カルテルが国外で合意されたものであっても、当該カルテルが日本に所在する者を取引の相手方とする競争を制限するものであるなど、価格カルテルにより競争機能が損なわれることとなる市場に日本が含まれる場合には、当該カルテルは、日本の自由競争経済秩序を侵害するものということができるかと判示した。筆者は、最高裁判決について、効果理論を軸として諸学説の評釈を検討しつつ、最高裁の判示が曖昧であり、様々な解釈を許容するものであるとしつつ、同時に、制限された効果理論と矛盾するものではないとも指摘する。

「第5章 中国反壟断法の国際カルテル事件規制」では、まず中国反壟断法2条が「中華人民共和国内の経済活動における独占行為に対して、この法律を適用する。中華人民共和国外で行われる行為のうち、国内市場における競争を排除し又は制限する影響を及ぼす行為には、この法律が適用される。」と規定することを紹介し、この規定に関して、どれほどの影響があれば中国反壟断法の適用が認められるのか、この影響だけで（国際礼譲を考慮しないで）反壟断法を外国で行われた行為に適用してよいか、「直接的、実質的かつ合理的に予見可能な効果」との関係等が問題になるとする。

第2節では、反壟断法の施行以前に価格法が適用された液晶パネル事件が簡単に紹介され、中国国内で発生した価格行為に対する規律を行う同法であっても、国際カルテルの対象である液晶パネルが中国国内で販売されている事実を捉えて管轄権を認めたと考えられ

ることが指摘される。

また「直接的、実質的かつ合理的に予見可能な効果」が初めて言及された華為対 IDC 支配的地位濫用事件（広東省高級人民法院判決、2013 年）では、標準必須特許を有する IDC 社の行為（アップルやサムスンに比して高いロイヤルティの支払い請求、華為の特許を IDC に無償でライセンスするよう要求する行為）が反壟断法の禁止する市場支配的地位濫用に当るかが争われたケースで、広東省高級人民法院は、米国 IDC 社の行為が、華為の中国国内での生産活動、輸出活動および取引機会に影響を及ぼし、中国国内市場における「直接的、実質的かつ予見可能的な」「排除、制限の影響」が生じるため、中国反壟断法の適用ができるとした。しかし、それにもかかわらず、筆者は、このような効果が存在することに言及したにとどまり、具体的な分析をしていないので、中国においては、「直接的、実質的かつ予見可能的な効果」の具体的な意義は、なお不明のままであるという

第 4 節では、日系自動車部品カルテル事件（2014 年）が取り上げられる。本件は、中国国家発展改革委員会（NDRC）が、自動車部品（ベアリングを含む）について価格カルテルを実施した日本企業 12 社に対して、反壟断法に基づき合計 12.35 億人民元の制裁金を課したものである。これも国外で形成されたカルテルの対象となった部品が、部品として、あるいは完成品である自動車に組み付けられて中国で販売されたケースであり、「直接的、実質的かつ予見可能的な効果」の有無（特に「直接的効果」）が問題になるはずであるが、国家発展改革委員会は、この点について意味のある判断を示していないとする。したがって、筆者は、反壟断法 2 条の下で、より明確に、国際カルテル規制の管轄権原理としての効果主義を確立することが必要であろうと主張している。

「第 6 章 競争法域外適用の国際協力」では、域外適用により発生する管轄権衝突等の問題を回避するために用いられる国際礼让と国際協力が考察される。具体的には、前章までにみた国際カルテル規制による管轄権衝突等の問題を回避するため、これまでに試みられてきた ITO 憲章、UNCTAD、OECD、WTO、競争協力協定の試みを検討する（最後の協力協定を除いて失敗の歴史であったとする）。まず ITO（ハバナ）憲章（1948 年）の競争関連規定によれば、反競争行為により被害を受けた加盟国は、ITO に提訴し、協議手続と調査手続のいずれかの適用を申請することができる。前者の場合、複数国間の通商を制限する行為等によって影響を受けた加盟国は、自国のために提訴し、ITO が当事国相互の協議を斡旋し、後者の場合には、加盟国は、自国または自法域内の影響を受けた個人・企業または組織を代表して提訴し、ITO がそれを受理した場合、調査を行い、公聴会を開くというものである。ITO が反競争行為および国際貿易に対する効果の存在を認めた場合、被提訴国に自国法律・手続に従って救済措置を採るよう要請することができるとする。次に UNCTAD および OECD は、それぞれ法的拘束力のないガイドラインを策定し、前者は特に多国籍企業の規制を求め（1980 年）、後者は多国籍企業に責任ある行動を勧告するものであった（1976 年）。

また WTO・GATT は加盟国が反競争的行為に関与することを禁止するものであって、私企業による国際カルテルを規制するものではない。これに対し、1993 年国際反トラスト規約草案 3 条 2 項は、「締約国は、たとえその領域外で開始されたとしても、その領域又は通商に経済的影響を及ぼす競争制限的行為を規制し、国内法を適用することができる。」とする効果主義に沿った規定を有していたことに着目する。さらに、ドーハ・ラウンドでは WTO の枠組みの中で競争問題を解決する方策が模索されたが失敗に終わった。

第 2 節では、以上のような世界共通の競争法・ルールをめざすのではなく、二国間、多国間協定や国際競争ネットワーク (ICN) を通じた調整を試みる方向が検討される。特に本論文が注目するのが積極礼讓に関する規定である。例えば、1998 年米 EC 協定は、要請国の競争当局は、被要請国の競争当局に対して、被要請国の競争法に従い、反競争的活動を調査し、相当な場合に排除措置を行うことを要請することができる」と規定する。これに類似する規定が日米協力協定など多くの執行協力協定に導入されたとする。ただし、筆者は、積極礼讓の限界として、①要請国が要請する行為が被要請国における違法性を有すること、②両国間で情報交換が可能であること、③競争当局間に信頼関係があること、④積極礼讓の発動が任意であることを挙げる。これらは、特に先進国と開発途上国の間においては欠けるものであり、競争法の域外適用によらざる国際カルテルの規制には、現状では大きな限界があるとしている。

「第 7 章 収斂と構築：国際カルテル規制の共通アプローチへ」は、以上の章を踏まえて、制限された効果理論という共通アプローチが必要であり、またその現実的基盤も形成されつつあることが指摘される。筆者は、まず WTO において競争法をめぐる紛争を解決する構想が頓挫した現在、また国際カルテルを規制することが途上国と先進国双方にとってメリットのあることが認識されつつあることを踏まえて、「競争法の代替的執行」アプローチを紹介する。これは、特に途上国が領域外のカルテルに対して競争法を適用する上で能力や経験に乏しいため、当該カルテルが形成された国 (特に先進国) が代替的に当該国の競争法を執行すべきとするものである。次に筆者は、本論文の主たる対象法域の 1 つである EU の競争法について、EU のアプローチは、特に Intel 事件欧州司法裁判所の判決によって、実質的に効果主義により判断される方向が示され、その結果、市場支配的地位濫用と従来からそうであった企業結合については効果主義を管轄権原理とすることができること、カルテルに関する実行理論も効果主義と大差ないことから、米国と EU のアプローチが「制限された効果主義」(直接的、実質的かつ合理的に予見できる効果が自国 (域内) 市場に及んでいれば管轄権があるとする立場) の方向へ収斂しつつあるとする。

他方、日本は、2 条 6 項の要件解釈で国際カルテルに対する域外適用の可否を判断できるとする内向きの論理ではなく、どのような場合に日本の独禁法が域外的に適用されるかを法改正やガイドラインの策定等の形で対外的に明らかにする必要がある、その場合に制

限された効果理論のアプローチが採用されるべきであるとする。また中国については、反壟断法 2 条の「国外で行われる行為のうち、国内市場における競争を排除し又は制限する影響を及ぼす行為」の意味をより具体的に明らかにすること、その場合に制限された効果理論のアプローチを採用すべきことが述べられる。

「終章」では、本論文各章の内容がまとめられ、国際カルテル規制の共通アプローチとして、制限された効果理論が必要であること、日本に対しては、このアプローチによる法改正や指針の公表等が望まれること、中国に対しては、反壟断法 2 条の下で「直接的、実質的かつ合理的に予見可能な効果」テストを採用するかどうかを明らかにすべきこと等を再度強調して締め括りとしている。

## 2 本論文の評価

本論文の特徴として第 1 に指摘すべきことは、本論文が米国、EU、日本、中国の競争法の域外適用について、規律管轄権の原理・理論を広く、かつ的確に把握して、前 2 者が近接しつつある状況と後 2 者が抱える問題を正確に捕捉することに成功していることである。すなわち、アメリカ反トラスト法は、1947 年の Alcoa 判決に始まり、Timberlane 判決 (1976 年) で一時的に抑制されるものの、外国通商反トラスト改善法 (FTAIA、1982 年) で制限された効果主義が明定され、その後は同法によって導入されたシャーマン法 6a 条の法解釈が制限された効果主義の枠内で問題となっていること、EU はカルテルに関する Woodpulp 判決 (1993 年)、企業結合に関する Gencor 判決 (1999 年)、市場支配的地位濫用に関する Intel 判決 (2017 年) と管轄権原理としての制限された効果主義に徐々に接近してきていると分析しているが、そのような把握には一定の客観性があると認められる。

翻って近年、外国事業者への本格的な域外適用が始まった日本の独占禁止法は、管轄権原理に係る規定を持たないこともあり、いかなる場合に国際的適用が行われるのか、テレビ用ブラウン管事件最高裁判決 (2017 年) を経ても必ずしも明らかでないとされ、国際的に通用する規律管轄権を宣言する法改正か行政指針の策定が期待されるとし、反壟断法 2 条に効果主義を宣言する中国については、華為対 IDC 事件広東省高級人民法院判決 (2013 年) で簡単に触れられたものの、反競争的效果の具体的な意味内容が依然として不明であり、これを明確にするために法解釈論が必要であるとしている。日中両国に対する、このような提言は、十分に傾聴に値するものと考えられる。

本論文の第 2 の特徴として、国際カルテルに対する競争法の域外適用は、国際的に通用するか、少なくとも受容可能な管轄権原理に基づく必要があるところ、「制限された効果理論 (qualified effects doctrine)」という主要な法域で承認された管轄権原理・理論に依拠して「共通アプローチ」を構築しようとしている点を指摘することができる。すなわち、域外的に競争法を適用しようとする法域の市場ないし領域に対して、国際カルテルが「直

接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果」を及ぼす場合にのみ、当該法域の競争法の域外適用を容認するというアプローチであり、その意味について踏み込んだ検討がなされている点も高く評価できるといえよう。

第3に、特に競争法先発国と競争法後発国の間の新しい形の摩擦に着目し、その解決方法を模索しつつ、提示している点も特徴的である。従来、競争法の域外適用をめぐる法域間の対立は、主として競争法先発国間の「管轄権の衝突」と称される問題（特にカルテルを当然違法とする米国と一定程度容認的であった欧州や日本等の間の対立）であった。その後、100を超える法域が競争法を制定し、国際カルテルに対する否定的な態度も概ね共通に形成された現在、競争法先発国と後発国の間にみられる摩擦は、従来とは別の形をとって現われているのではないかと考えられる。この点について、筆者は、後発国が先発国におけるカルテルによって損害を被ったとしても、後発国には、これを有効に規制する能力や経験に乏しいため、先発国の「代替的執行」や積極礼讓の発動が要請されるのではないかという近年の研究を紹介しながら、問題提起を行っている。競争法の域外適用をめぐるこうした新しい問題の把握は、経済法学においては極めて貴重なものであり、独創的な視点を提示しているといえることができる。

もっとも本論文にも問題がないわけではない。仮にカルテルの対象である部品が転々と流通する全ての法域が「制限された効果理論」によって管轄権を有し、競争法のサンクション・ペナルティが同一の事業者（国際カルテル参加者）に重ねて賦課されるならば、国際的二重（多重）処罰の問題が生じる可能性がある。この点をどのように考えるかが必ずしも明らかでなく、仮にそのような結果を肯定するのであれば、その根拠となる判例等をさらに手厚く取り上げてよかったのではないと思われる。一部には言及がなされているものの、この点について日本では少なからざる学説が懸念を表明し、そのような運用に批判的である上、テレビ用ブラウン管事件審決においても、公取委の一委員が補足意見を述べていただけない、より手厚い検討がなされてもよかったのではないと思われる。

また規律管轄権が認められても、その考慮なしには直ちに当該法域の競争法を適用すべきこととならない国際礼讓について、米国では異なる法域の法令の間に「真の衝突」がなければ、消極礼讓を行使して域外適用を差し控える必要はないとする立場がとられるが、筆者はそれに限定しない立場を採用すると考えられる。EUの企業結合に関する論文等が引用されるものの、その論拠はより確固としたものが必要だったのではないとも思われる。

しかし、これらは本論文全体の価値を損なうものではない。本論文は、国際カルテルに対する4法域の競争法の域外適用に関して、広範かつ詳細に規律管轄権を検討し、一定の提言を行うものであるから、サンクション・ペナルティや国際礼讓は、主題からやや離れた問題ということになり、又こうした点がある程度取り上げられていることも確認できる以上、殊更にこれらを問題点として指摘することは的外れと言えなくもないからである。

### 3 結論

以上の審査の結果、後記の審査員は、全員一致をもって、本論文の提出者が博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2019年2月1日

審査員

主査 早稲田大学教授 土田 和博（経済法）

副査 早稲田大学教授 岡田 外司博（経済法）

副査 早稲田大学教授 須網 隆夫（EU法）

## 【付記】

本審査委員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の全文で差支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

修正箇所 (頁・行 等)	修正内容	
	修正前	修正後
15 頁・10 行	なくではなかった	ないではなかった
71 頁脚注 235 等	Common Market Law Review	Common Market Law Reports
43 頁 28 行	取締役	取締役り
46 頁 24 行	極端しすぎる	極端にすぎる
81 頁 21 行	いこと	いること
97 頁 25 行	否かことを	否かを
105 頁 2 行	70 条の 17	70 条の 7
109 頁 12 行	沙汰止め	沙汰止み
131 頁 16 行	対象とたため	対象としたため
152 頁 19 行	できるが主張されている	できることが主張されている
159 頁 9 行	正当化自由	正当化事由
163 頁 11 行	なされている	なされていない
184 頁 17 行等	アウストラリア	オーストラリア
198 頁 4 行	一致ではない。	一致していない。
213 頁 6 行	でもる。	でもある。
215 頁 21 行	途上国をかわりに	途上国のかわりに